

## 応用物理学会北陸・信越支部事業開催支援金に関する規定

### (総則)

1. 応用物理学会北陸・信越支部の支部事業の開催支援金（以下「支援金」という）に関する規定については、本規定の定めるところによる。

### (目的)

2. 支援金は、北陸・信越支部の発展ならびに活性化を目指して、支部会員が開催する事業（セミナー，シンポジウム等）の教育・研究活動を支援することを目的とする。

### (支援基準)

3. 支援金は次の2つの予算枠からなる。
  - A枠：応用物理学会北陸・信越支部の活性化につながるもので、北陸・信越支部会員の教育・研究活動に関する会員サービスの向上に貢献し、北陸・信越支部の発展を目指す、継続性のある新しい試みを対象とする。支援金は1件につき、50万円以内とする。
  - B枠：応用物理学会北陸・信越支部の活性化を図るために行う、研究者等の招聘や参加費軽減のための援助等を対象とする。支援金は1件につき、20万円以内とする。ただし、50万円を超える申請については、事前に支部長および庶務幹事に相談すること。

### (申請方法)

4. 支援金を受けようとするものは、所定の書式に、開催の趣旨・目的、予算などの所定事項を記載し、北陸・信越支部事務局（庶務幹事）宛に申請する。
5. 支援金の申請は随時受け付け、受理した申請書は支部役員会において審議される（メール審議を含む）。ただし、開催予定日の2ヶ月前までに申請すること。

### (審査)

6. 申請された支援金は、支部役員会において審査・決定する。必要な場合、申請人に支部役員会への出席を要請し説明を求め、審査・決定する。

### (報告義務)

7. 支援金を受けたものは、事業の終了後、速やかに所定の書式にて開催結果を北陸・信越支部役員会に報告する。

平成23年6月3日 北陸・信越支部役員会決定